

令和6年第2回美幌町議会臨時会会議録

令和6年2月22日 開会

令和6年2月22日 閉会

令和6年2月22日 第全号

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
(諸般の報告)
日程第 3 承認第 2 号 専決処分の承認について
〔令和 5 年度美幌町一般会計補正予算 (第 1 3 号) 〕
日程第 4 議案第 2 号 工事請負契約の締結について
〔小中学校エアコン設置電気設備工事その 1〕
日程第 5 議案第 3 号 工事請負契約の締結について
〔小中学校エアコン設置電気設備工事その 2〕
日程第 6 議案第 4 号 工事請負契約の締結について
〔小中学校エアコン設置機械設備工事その 1〕
日程第 7 議案第 5 号 工事請負契約の締結について
〔小中学校エアコン設置機械設備工事その 2〕
日程第 8 報告第 2 号 専決処分の報告について
(障害者相談支援事業業務委託料に係る消費税の修正申告による延滞税相当額の損害賠償)

○出席議員

1 番	木村利昭君	副議長	2 番	馬場博美君
3 番	横山清美君		4 番	高橋秀明君
5 番	宮崎奈津江君		6 番	上杉晃央君
7 番	稲垣淳一君		8 番	藤原公一君
9 番	伊藤伸司君		10 番	吉住博幸君
11 番	大江道男君		12 番	松浦和浩君
13 番	大原昇君	議長	14 番	戸澤義典君

○欠席議員

なし

○地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定による出席説明員

美幌町長 平野浩司君
教育委員会 会長 矢萩浩君
監査委員 西村与志博君

○地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定による出席受任説明員

副町長 高崎利明君 総務部長 那須清二君
町民生活部長 関弘法君 福祉部長 河端勲君
経済部長 後藤秀人君 建設部長 遠國求君
病院事務長 但馬憲司君 事務連絡室長 横山聖二君
会計管理者 田中三智雄君 総務課長 斉藤浩司君
危機対策課長 多田敏明君 政策課長 沖崎寿和君

地方創生担当主幹 兼デジタル推進主幹	竹 下 護 君	財 務 課 長	吉 田 善 一 君
町民活動課長	佐久間 大 樹 君	戸籍保険課長 選挙管理委員会事務局長	佐々木 齊 君
税 務 課 長	松 尾 まゆみ 君	社会福祉課長	水 上 修 一 君
児童支援主幹	大 内 直 樹 君	保健福祉課長	立 花 良 行 君
農林政策課長 農業委員会事務局長	橋 本 勝 君	耕地林務主幹	伊 藤 寿 君
農業振興主幹	午 来 博 君	商工観光課長	鶴 田 雅 規 君
建設課長	森 口 尚 博 君	建築主幹	宮 田 英 和 君
建築技術主幹	廣 田 吉 輝 君	環境管理課長	影 山 俊 幸 君
上下水道課長	石 山 隆 信 君	病院総務課長	以 頭 隆 志 君
地域医療連携課長	高 山 吉 春 君	事務連絡室次長	藤 田 静 思 君
教 育 部 長	遠 藤 明 君	学校教育課長	中 尾 亘 君
監査委員事務局長	小 室 保 男 君	監査委員事務局次長	小 室 秀 隆 君

○議会事務局出席者

事 務 局 長	小 室 保 男 君	次 長	小 室 秀 隆 君
議 事 係 長	高 田 秀 昭 君	庶 務 係 長	村 田 剛 君
庶 務 係	金 子 未 准 君		

午前10時00分 開議

◎開会・開議宣告

○議長（戸澤義典君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、令和6年第2回美幌町議会臨時会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（戸澤義典君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、1番木村利昭さん、2番馬場博美さんを指名します。

◎日程第2 会期の決定

○議長（戸澤義典君） 日程第2 会期の決定についてを議題とします。

去る2月19日、議会運営委員会を開きましたので、委員長から報告を求めます。

6番上杉晃央さん。

○6番（上杉晃央君）〔登壇〕 令和6年第2回美幌町議会臨時会の開会に当たり、去る2月19日、議会運営委員会を開催しましたので、その内容と結果について報告いたします。

本臨時会に付議された案件は、専決処分の承認1件、工事請負契約の締結4件、専決処分の報告1件であります。

以上の内容でありますので、本臨時会の会期については、本日1日限りといたします。

慎重なる審議に皆さんの協力をお願いするとともに、行政職員の皆さんには真摯な答弁と対応をお願い申し上げて、議会運営委員会委員長としての報告といたします。

○議長（戸澤義典君） お諮りします。

ただいま議会運営委員会委員長から報告のあったとおり、本臨時会の会期を1日間

としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は1日間と決定しました。

◎諸般の報告

○議長（戸澤義典君） 諸般の報告を行います。

諸般の報告については、事務局長から報告させます。

○事務局長（小室保男君） 諸般の報告を申し上げます。

本日の会議につきましては、配付しております議事日程のとおりであります。

朗読については、省略させていただきます。

次に、地方自治法第121条第1項の規定に基づく出席説明員につきましても、配付しておりますので、御了承願います。

また、本臨時会中、議会広報及び町広報用のため、写真撮影を行いますので、御了承願います。

なお、報道機関の写真撮影及びパソコンの使用を許可しておりますので、併せて御承知お願います。

以上で、諸般の報告を終わります。

◎提出案件の概要説明

○議長（戸澤義典君） 町長から本臨時会に提出しております案件について、概要説明をしたいとの申出がありますので、発言を許します。

町長。

○町長（平野浩司君）〔登壇〕 本日、ここに令和6年第2回美幌町議会臨時会が開催されるに当たり、御出席を賜りました議員各位に対しまして、心から感謝いたしますとともに、提出案件の概要について御

説明申し上げます。

専決処分の承認について。

承認第2号令和5年度美幌町一般会計補正予算(第13号)については、障害者相談支援事業委託料に係る消費税の取扱い誤りに伴い、受託者の消費税修正申告において延滞税が生じ、延滞税相当額を支出するため急を要したことから、専決処分をいたしましたので、御承認を賜りたいのであります。

今回、専決いたしました延滞税相当額につきましては、障害者相談支援事業委託料に係る消費税の取扱い誤りに伴い、受託者において消費税の修正申告により、2月8日に延滞税が確定したことから、過年度消費税に係る延滞税相当額を賠償金として補正させていただきました。

このことについて、改めて心からおわび申し上げます。

今後、関係法令の確認を徹底し、再発防止を図ってまいります。

工事請負契約の締結について。

議案第2号は、小中学校エアコン設置電気設備工事その1について、議案第3号は、小中学校エアコン設置電気設備工事その2について、議案第4号は、小中学校エアコン設置機械設備工事その1について、議案第5号は、小中学校エアコン設置機械設備工事その2について、それぞれ入札結果に基づき契約することについて、議決をいただきたいのであります。

なお、細部につきましては、後ほど担当部長より御説明申し上げますので、御審議の上、原案に御協賛を賜りますようお願い申し上げます。提出案件の概要説明といたします。

以上、よろしく御願申し上げます。

◎日程第3 承認第2号

○議長(戸澤義典君) 日程第3 承認第2号専決処分の承認についてを議題とします。

直ちに提出者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長(那須清二君) 議案書5ページになります。

承認第2号専決処分の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを町議会に報告し、承認を求めるものでございます。

6ページをお開き願います。

専決処分書。

令和5年度美幌町一般会計補正予算(第13号)について、障害者相談支援事業委託料に係る消費税の取扱い誤りに伴い、受託者の消費税修正申告において延滞税が生じたことから、延滞税相当額を支出するため急を要するので、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

専決日は、令和6年2月8日付であります。

専決内容について御説明いたしますので、7ページを御覧ください。

令和5年度美幌町一般会計補正予算(第13号)。

令和5年度美幌町の一般会計補正予算(第13号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ133億7,671万2,000円とする。

第2項につきましては、事項別明細書により御説明いたします。

歳出から御説明いたしますので、16、17ページをお開き願います。

3、歳出。

3款民生費、1項、5目障害福祉費、3、障害者自立支援事業費の増、賠償金6万円は、障害者総合支援法を根拠とする障害者相談支援事業について、非課税事業

としてきた消費税の取扱いが、国からの通知に基づき、消費税の課税対象であることが判明したことから、受託事業所と協議を行い、本年1月16日付で平成30年度から令和4年度分に係る消費税の修正申告を行っていただき、同日付で消費税本税相当分に係る補正予算の専決処分をさせていただきました。

その後、消費税修正申告に伴う延滞税確定に伴い、受託事業所に対し必要経費を速やかに支出するため、本年2月8日付で補正予算の専決処分をさせていただいたものであります。

次に、歳入について御説明いたしますので、14、15ページにお戻りください。

20款繰入金、財政調整基金繰入金の増、6万円は、今回の補正予算の財源として、財政調整基金からの繰入れを行うための予算計上となります。

なお、参考資料2ページ、資料1に、基金の年度末予定残高を掲載しておりますので、後ほど御確認をいただければと思います。

以上、承認第2号専決処分の承認について御説明を申し上げました。

よろしく願いいたします。

○議長（戸澤義典君） これから質疑を行います。

6番上杉晃央さん。

○6番（上杉晃央君） 1点だけ。延滞税の率というのは何%なのか、教えてください。

○議長（戸澤義典君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（水上修一君） 御答弁いたします。

各年で延滞税率は異なっておりまして、暦年で決まっておりますので、まず、年数ごとに御答弁させていただきます。

令和元年1月から12月末までは

2.6%です。令和2年1月から12月31日まで、こちらも2.6%、令和3年1月から12月31日まで、こちらは

2.5%、令和4年1月1日から令和4年12月31日、こちらは2.4%、令和5年1月1日から令和5年12月31日、こちらも2.4%、本年1月以降についても同じく2.4%となっております。

こちらが延滞税率の計算となります。

以上です。

○議長（戸澤義典君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典君） これで質疑を終わります。

これから、承認第2号専決処分の承認についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（戸澤義典君） 起立多数です。

したがって、本件は承認することに決定しました。

◎日程第4 議案第2号

○議長（戸澤義典君） 日程第4 議案第2号工事請負契約の締結についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長（遠藤 明君） 議案書18ページになります。

議案第2号工事請負契約の締結について、御説明を申し上げます。

次のとおり、工事請負契約を締結するものとする。

記以下につきましては、参考資料により御説明いたしますので、参考資料の3ページをお開き願います。

資料2、議案第2号関係。

小中学校エアコン設置電気設備工事その1であります。

工事の場所は、美幌小学校、北中学校になります。

工事の概要は、エアコン設置に伴う電気設備改修であり、動力設備、幹線設備、受変電設備工事になります。

入札年月日は令和6年2月2日、指名業者は株式会社電建ほか記載の2社でございます。

契約金額5,093万円、落札率は97.09%になります。

契約の相手方は、網走郡美幌町字美禽184番地12、株式会社電建美幌支店、支店長、飯坂伸一でございます。

契約保証金、契約金額の100分の10以上。

契約年月日、議決後本契約による。

工期は、本契約後、令和6年3月29日までとする。

以上になります。

なお、工期について若干、補足させていただきます。

昨年12月定例会におきまして、補正予算の提案時に一連の流れを御説明いたしましたが、改めて今後のスケジュールを御説明させていただきます。

今般のエアコン整備は、本年度の国の補正予算を活用した取組となります。

このため、本年度中の工期が大前提となることから、3月29日としているところであります。

しかしながら、125台のエアコンを3月末までに整備完了することは期間が短過ぎることから、道教委から翌年度への予算の繰越しは可能である旨、通知がされているところであります。

つきましては、今回の契約議決をお認めいただけましたら、来月の定例会において、まず、予算額を翌年度に繰り越すための繰越明許費の補正を行い、その後、追加議案として、翌年度に工期を延長するための契約変更議案を提出することで、現在、準備を進めているところであります。

今後は、本年7月末までの稼働に向け取り組んでまいりますので、何とぞ御理解賜

りますようお願い申し上げます。

なお、本日、この後に御提案いたします議案第3号、4号、5号につきましても、工期については同様の内容となりますので、御承知おき願います。

以上、御説明を申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（戸澤義典君） これから質疑を行います。

10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君） この後の物件も全部共通していると思っておりますので、そのつもりでお聞かせ願いたいということがあります。

まず1点目、工期のことでありまして、部長から年度をまたいでやるよというお話を聞いているところであります。

ももとの話に戻って恐縮なのですが、根本的にこうであれば、なぜ遅れてなのか、早くできなかったのかなど、残念に思います。

もう一つは、補助金の決定。

いま一度、この金額を基にして、それぞれ確定という意味で、どのようになっているのかという経緯をお知らせ願いたいと存じます。

○議長（戸澤義典君） 学校教育課長。

○学校教育課長（中尾 亘君） 御答弁いたします。

まず、1点目の工期の設定でございますが、現在の進捗状況は、国に繰越承認申請をしている最中でございます。

財務省、文科省も含めて繰越承認の確認をしている最中でございますが、現在のところ、2月末頃の予定となっております。

そのような理由もありまして、繰越承認を早くいただければ、工期を3月、年度末ということでない設定もできたのですが、現在のところ、繰越承認待ちという状況でございます。

先ほど、部長からも御答弁させていただきましたが、繰越承認がされた後、3月定

例会において繰越しの補正をさせていただき、その後、工期延長並びに契約金額の変更という形で提案を考えておりますので、よろしくお願いいいたします。

2点目の現在の学校施設環境改善交付金の状況でございますが、昨年12月7日に9,385万5,000円という形で申請させていただき、1月30日付で内定となっておりますので、よろしくお願いいいたします。

○議長（戸澤義典君） 10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君） 内定ですね。補助金の話。内定は内定という言葉であって決定ではない。

そして、工期の話。

今さらそこまで深掘りするつもりはないのですが、どっちみち私は、ここに示されている令和6年3月29日までにできるなんて思っていないのです、正直言って。

そのようなことを考えていくと、我々は今まで議論過程で、このようなスケジュールも説明されていないと、私は思うのです。

この案件そのものを駄目だと言うつもりはないのですけれど、このような流れの場合、やはり、子供さんたちの命を守るという言葉が教育委員会も使っているわけですから、できれば早くできたのではないかと、いうことを言って、やめます。

○議長（戸澤義典君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典君） これで質疑を終わります。

これから、議案第2号工事請負契約の締結についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（戸澤義典君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第3号

○議長（戸澤義典君） 日程第5 議案第3号工事請負契約の締結についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長（遠藤 明君） 議案書19ページになります。

議案第3号工事請負契約の締結について、御説明を申し上げます。

次のとおり、工事請負契約を締結するものとする。

記以下につきましては、参考資料により御説明いたしますので、参考資料の4ページをお開き願います。

資料3、議案第3号関係。

小中学校エアコン設置電気設備工事その2であります。

工事の場所は、東陽小学校、旭小学校、美幌中学校になります。

工事の概要は、エアコン設置に伴う電気設備改修であり、動力、幹線、受変電の各設備工事になります。

入札年月日は令和6年2月2日、指名業者は有限会社北新電設ほか、記載の2社でございます。

契約金額6,303万円、落札率は97.3%になります。

契約の相手方は、網走郡美幌町字東3条北3丁目9番地1、有限会社北新電設、代表取締役、乙武俊広でございます。

契約保証金、契約金額の100分の10以上。

契約年月日、議決後本契約による。

工期は、本契約を令和6年3月29日までとする。

以上、御説明を申し上げます。

よろしくお願いいいたします。

○議長（戸澤義典君） これから質疑を行

います。

7番稲垣淳一さん。

○7番（稲垣淳一君） 今回、電気設備改修ということで、二つの物件が出ております。

議長、お許し願えれば、この後のエアコンの設備もそうなのですけれども、同じ工事内容にもかかわらず二つに分けるとい
う、単純にその理由を説明いただきたいと思
います。

○議長（戸澤義典君） どうして分けたのかという趣旨ですね。

学校教育課長。

○学校教育課長（中尾 亘君） 御答弁いたします。

まず、電気と管でございますが、こちらは、町の指名業者の部分で、電気工事と管の部分に分けさせていただいております。

その分けた理由でございますが、今回の工事につきましては、7月下旬の試験稼働に向けた緊急を要する工事ということで考えております。

ただ、5校ございますので、発注を五つに細分化し過ぎると、ほかの町の発注工事や民間工事に影響が生じてしまいます。

また、町外まで広げてしまうと、同時期に他の自治体においてもエアコン設置に向けた動きがあるということから、迅速な施工を行うためには町内5業者を指名の上、2分割での発注が最適であると指名委員会で決めさせていただき、今回の契約締結の議案に至ったものでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（戸澤義典君） ほかに質疑ありませんか。

10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君） この物件ばかりではなくて、先ほど聞くのを忘れてしまったものですから、手を挙げさせていただきました。

指名委員会、これは副町長に関係あるのかな。

美幌町ではいろいろな工事があります。このようなものもあるでしょうし、ほかの工事もある。

例えば、美幌町で入札案内するとき、五、六百万円だって10何社指名される。よろしいですか。

業種がもちろん違うのは承知ですが、明らかに契約議決を伺うのに3社ということで、指名という意味で一定の考え方があってしかるべきだろうと思うのです。

例えば、金額にして5,000万円以上は5社以上とか、300万円以内であれば3社以上とか。

以上という言葉は、11社あっても3社以上ですけれども、先ほど言ったように、少額で10何社をお呼びしている。

過去に、指名願を出したとき、他の町村の業者もいらっしやる中で、美幌町は他町村の方も入れている。

その目的は、どちらかというとき、工事を速やかに完了してほしいというとき。

今、教育委員会からお話がありましたけれども、5校あると。それを一つ一つ分けるのもあれだけれども、かといって、全部やるには工事を二つに分けたのだよということ、むしろそのとおりで思うのです。

ですから、これは指名の在り方、在り方というのは数という意味です。基本的にどのようなお考えを持っているのか、お教え願いたい。

工事ばかりではなくて、維持に関すること、今後参考にさせていただいて、見積りを取るにしても、それに従って入札案内をかけるにも、見ていかなければいけない部分がありますので、基本的なお考えをここで御確認させてください。

よろしく願いいたします。

○議長（戸澤義典君） 副町長。

○副町長（高崎利明君） まず、基本的な考えということでございます。

契約というものに関しましては、公金の

支出を伴っているものでございますので、公共性が求められていることから、契約の3原則といたしまして、公正性の確保、経済性の確保、適正履行の確保があります。

そして、美幌町における指名の考え方といたしましては、やはり地元業者への優先発注によりまして地域雇用の確保、また、地域経済の活性化を図るといふ部分、さらに、地元の資材調達など、様々な業種との関わりがあるといふことで、地域経済の影響が大きいといふ部分もあります。

ですから、地元企業で施工可能なものについては、工事契約だけではなくて物品の購入を含めて、地元業者を基本としているといふところでございます。

今回の指名の考え方につきましては、この考え方によりまして、町内事業者という形で資格者名簿に登録の事業者をそれぞれ指名させていただいております。

吉住議員おっしゃるように、5社以上という部分もありますが、今回の3社、4社においても十分に競争が図られるといふこと、また、施工が可能であるといふことで、町内事業者を指名させていただいたものでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（戸澤義典君） 10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君） 経験上の話で恐縮なのですが、金額が500万円以下でも10何社呼ぶ。

よろしいですか。

上限があってもよろしいのではないかといふことも言いたいのですね。

これは風のうわさですけれど、その10何社の中では実質、民間、公共含めて経験がない、美幌町の指名は頂いているけれども、ほぼ仕事としての実績もない。

そうすると、今、副町長が言われた基準、むしろ少額の場合は、指名される業者数というのは、当てずっぽうですけれど3社なり5社、一定額として契約議決等も含

めて考えた場合、これも当てずっぽうですけれど5,000万円以上は5社以上、例えば、1億円を超えたら7社以上とか。

今の呼び名は違ってはいますが土建、過去に一定の指名業者数を決めてやられている役所があるものですから、いま一度お考えをお聞かせ願いたい。

○議長（戸澤義典君） 副町長。

○副町長（高崎利明君） 基準というお話かと思いますが、あくまでも個別の工事に対しまして指名委員会を開催いたしまして、その中で指名をしているという形でございます。

また、何社以上という部分ですが、なるべく競争を確保するといふ意味では、多くの業者を指名しなさいといふ考え方はありますけれども、何社以内に収めなさいといふ基準はございません。

ですから、今回については、町内事業者全てを指名しており、十分施工ができるという中で指名でございますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（戸澤義典君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典君） これで質疑を終わります。

これから、議案第3号工事請負契約の締結についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（戸澤義典君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第4号

○議長（戸澤義典君） 日程第6 議案第4号工事請負契約の締結についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長（遠藤 明君） 議案書20ページになります。

議案第4号工事請負契約の締結について、御説明を申し上げます。

次のとおり、工事請負契約を締結するものとする。

記以下につきましては、参考資料により御説明いたしますので、参考資料の5ページをお開き願います。

資料4、議案第4号関係。

小中学校エアコン設置機械設備工事その1であります。

工事の場所は、美幌小学校、北中学校になります。

工事の概要は、エアコン設置になります。

普通教室、特別支援教室、校長室、職員室への設置工事であり、各校の設置台数は記載のとおりでございます。

入札年月日は令和6年2月2日、指名業者は株式会社オホーツク設備ほか記載の3社でございます。

契約金額7,183万円、落札率は98.67%になります。

契約の相手方は、網走郡美幌町字仲町1丁目15番地、株式会社オホーツク設備、代表取締役、高橋清将でございます。

契約保証金、契約金額の100分の10以上。

契約年月日、議決後本契約による。

工期は、本契約後、令和6年3月29日までとする。

以上、御説明を申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（戸澤義典君） これから質疑を行います。

12番松浦和浩さん。

○12番（松浦和浩君） 先ほど、副町長から地元業者という言葉が出たのですけれど、今回のエアコン設置は小さい機械なので、美幌町に電器店はまだまだあるのです

けれど、なぜこの4社しかなかったのか。

電気業の指名で金額の上限があるのであれば分かるのですけれど、ないのであれば、地元の電器店だとか何社もあって、皆さん、一生懸命エアコンをつけているのですよね。

先ほどの答弁で、地元業者優先というのであれば、ここに電器店が入ってもいいのではないかなと思ったのですけれど、その辺をお願いします。

○議長（戸澤義典君） 副町長。

○副町長（高崎利明君） 先ほどお話ししました指名委員会で決定するわけでございますが、指名に対しましては、設計金額に対する金額の基準等がありますので、今回はその基準に合致した部分の金額で指名させていただいておりますので、基準の業者全てということでございます。

○議長（戸澤義典君） 12番松浦和浩さん。

○12番（松浦和浩君） 先ほど業者の仕事の流れだとか、そのような期間があるよと言ったのですけれど、エアコン1台何十万円であれば、7,000万円を出さずに細かく出してもよかったのかなと思うだけです。

この業者の選考より、先ほどの地元業者を優先したいという言葉でいけば、まだまだやり方があったのではないかなと思ったのです。

先ほどの吉住さんの質問ではないですけど、小さい工事で何十社の入札があったこともあるではないですか。

僕も、この間の説明の中で5社以上という部分が頭にあったのですけれど、それも今回の事業では撤廃ということになれば、今後の入札基準もその都度その都度変わることかなと。

それであれば、指名する会社もその覚悟を持ってきちんと取り組んでくれということ、きちんとするべき時期が来たのかなと思うので、今回、小さな電器店の入札も

可能ではなかったのかなと思って質問しました。

その辺、もし何かあれば返答をお願いします。

○議長（戸澤義典君） 財務課長。

○財務課長（吉田善一君） 松浦議員の御質問に御答弁いたします。

今回、エアコンの設置に係る作業につきましては、建設業の許可が必要と認識しております。

エアコンの設置につきましては、機械設備工事ということで管の資格が必要でしたので、今回の指名となりました。

先ほど来より、町の建設工事については、地元企業で施工可能な工事につきましては、雇用なり受注機会の確保ということで、入札参加資格者名簿によって、指名委員会で指名業者を決定しております。

機械設備につきましては、管の業種として現在、本町で8社が登録されておまして、格付としてA、Bという区分に分かれております。

一応、指名基準の発注の目安としまして、Aについては5,000万円未満、Bについては1,000万円未満ということを、これまでの指名の基準としてきているところであります。

今回、工事金額が5,000万円を超える形にはなっているのですけれども、管工事として登録がある4社を指名させていただいているところでありますので、よろしくお願いたします。

○議長（戸澤義典君） 12番松浦和浩さん。

○12番（松浦和浩君） 大体分かりました。

それで、一つだけ聞きたいのです。

エアコンを1台つける場合、キュービクルがあってもなくても建設業ですと。建設業の許可は500万円以上の工事からだと思うのですけれども、美幌町の電器店は、美幌町の公共施設のエアコン一つでも管が

入れば請負ができない、そのようなことではないのですね。

○議長（戸澤義典君） 財務課長。

○財務課長（吉田善一君） 松浦議員の御質問にお答えします。

先ほどお話がありました建設工事500万円以上については、建設業の許可が必要ということになりますので、ただ、それ以下については、町の公共工事につきましても特に制限はないかと思っておりますので、町内の電器店等で施工できるものであれば発注できると考えておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（戸澤義典君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典君） これで質疑を終わります。

これから、議案第4号工事請負契約の締結についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（戸澤義典君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第5号

○議長（戸澤義典君） 日程第7 議案第5号工事請負契約の締結についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長（遠藤 明君） 議案書21ページになります。

議案第5号工事請負契約の締結について、御説明を申し上げます。

次のとおり、工事請負契約を締結するものとする。

記以下につきましては、参考資料により御説明いたしますので、参考資料の6ペー

ジをお開き願います。

資料5、議案第5号関係。

小中学校エアコン設置機械設備工事その2であります。

工事の場所は、東陽小学校、旭小学校、美幌中学校になります。

工事の概要は、エアコン設置になります。

普通教室、特別支援教室、校長室、職員室への設置工事であり、各校の設置台数は記載のとおりでございます。

入札年月日は令和6年2月2日、指名業者は株式会社四ツ輪工業ほか記載の3社でございます。

契約金額7,975万円、落札率は98.23%になります。

契約の相手方は、網走郡美幌町字仲町1丁目143番地、株式会社四ツ輪工業、代表取締役、横山秀喜でございます。

契約保証金、契約金額の100分の10以上。

契約年月日、議決後本契約による。

工期は、本契約後、令和6年3月29日までとする。

以上、御説明を申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（戸澤義典君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第5号工事請負契約の締結についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（戸澤義典君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（戸澤義典君） 日程第8 報告第2号専決処分の報告について。

配信しているとおり、報告書の提出がありましたので、お聞きすることがあれば許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典君） ないようでありますので、報告第2号専決処分の報告については、これで終わります。

◎閉会宣告

○議長（戸澤義典君） 以上で、本臨時会に付議された案件は全部終了しました。

会議を閉じます。

これで、令和6年第2回美幌町議会臨時会を閉会します。

お疲れ様でした。

午前10時43分 閉会

◎日程第8 報告第2号

美幌町議会議長

署名議員

署名議員